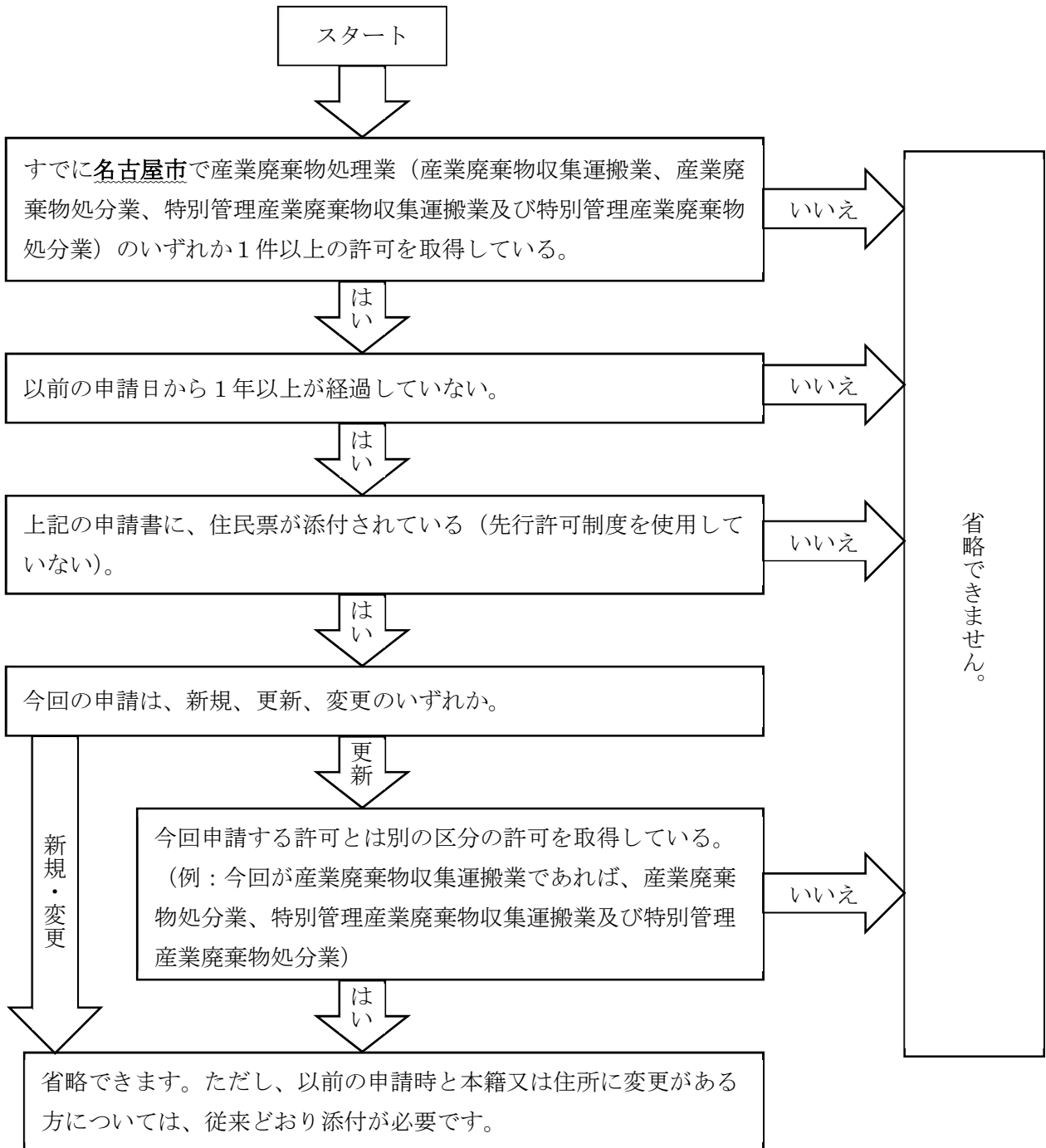


## 産業廃棄物処理業許可申請の先行許可制度について

規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出により、産業廃棄物処理業許可申請書の必要添付書類である、役員等の住民票が省略できる場合があります。詳しくは下記のフローをご覧ください。



申請の窓口・申請に関する問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎4階

環境局事業部廃棄物指導課産業廃棄物審査担当

Tel 052-972-2391(ダイヤル) Fax 052-972-4132